

# 平成27年第6回東大和市議会厚生文教委員会記録

平成27年9月10日（木曜日）

## 出席委員（7名）

委員長	東口正美君	副委員長	和地仁美君
委員	上林真佐恵君	委員	二宮由子君
委員	中村庄一郎君	委員	荒幡伸一君
委員	中野志乃夫君		

## 欠席委員（なし）

## 委員外議員（なし）

## 議会事務局職員（5名）

事務局長	関田新一君	事務局次長	長島孝夫君
議事係長	尾崎潔君	主任	櫻井直子君
主事	須藤孝桜君		

## 出席説明員（5名）

教育長	真如昌美君	福祉部長	吉沢寿子君
福祉部参事	尾崎淑人君	学校教育部長	阿部晴彦君
学校教育課長	岩本尚史君		

## 会議に付した案件

- (1) 座席の変更について
- (2) 所管事務調査  
地域包括ケアシステムの構築について
- (3) 所管事務調査  
教育委員会制度改正を受けた東大和市の対応について
- (4) 特定事件調査  
行政視察について

午前 9時31分 開議

○委員長（東口正美君） ただいまから平成27年第6回東大和市議会厚生文教委員会を開会いたします。

---

○委員長（東口正美君） 初めに、座席の変更についてを議題に供します。

お諮りいたします。

委員の座席をただいま御着席のとおり変更したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（東口正美君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

---

○委員長（東口正美君） 次に、所管事務調査、地域包括ケアシステムの構築について、本件を議題に供します。

本件につきましては、8月20日に当市の高齢者ほっと支援センターきよはらを視察いたしました。本日は視察時に説明を受けました内容につきまして、質疑、御意見等ございましたら、御発言をお願いいたします。

○委員（荒幡伸一君） おはようございます。

先日、忙しい中、施設内の御案内をしていただきまして、一般浴や特殊浴の入り方、また男女の入れかえ手順など丁寧に教えていただきました。意見交換では、65歳以上の高齢者とその家族、誰でも、いつでも、何でも、御相談くださいというのが地域包括支援センターの役割ですが、どのような方からの相談がありますかとの間に対して、本人、家族、親族、これは当たり前ですけども、それぞれかかわっている方々、それらに続いて金融機関、水道局、新聞配達、コンビニ店長などから相談があったとのことでございました。コンビニ店長に関しては、よく利用してくれる御婦人の様子がいつもと違ったので、跡をつけていき住所と状況を伝えてくれたというようなことでした。すばらしい見守りだというふうに感動いたしました。

相談も多岐にわたっており、よろず相談所のような印象を受けましたけども、また相談件数も多くて、1人の相談員が多くの利用者を受け持っているため、急な来所相談者への対応ができず、待たせてしまったり、出直してもらったりすることが多くなっているとのことでございました。これに関しては、何らかの対応が必要だというふうに感じました。

以上でございます。

○委員長（東口正美君） ほかにございますでしょうか。

せっかく視察をさせていただきましたので、お一人お一人、御感想、御意見いただければと思います。

○委員（和地仁美君） 今、荒幡委員のほうからお話があった何らかの対応が必要だと思うという部分については、ことしの10月1日から新しい常勤の介護予防機能強化支援員の方が配属されるというお話でしたけれども、それ以外に何か対策というか、対応について、具体的にまだ決定とはなっても、手法というか、こんな対応ができるんじゃないかと検討していることがありましたら教えてください。

○福祉部長（吉沢寿子君） ただいまの御質疑でほっと支援センターの相談員の業務が多岐にわたり、非常に対象人数も多くなっているということでの対応についてということでございますが、今和地委員のほうから御紹介いただきました介護予防のほうで1人増員をしてもらおうということで、介護予防機能強化支援員を配置することによってさせていただいております。そのほかにつきましては、やはり今後認知症対策とか、それから生活支援体制の整備、そういったところにかかわる職員の増員が必要というふうに考えておりますので、認知症地域支援推進員の増員や、それからあと生活支援コーディネーター、各これは地域包括支援センターごとに置

くというものについて、今後検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（東口正美君） ほかにございますでしょうか。

せっかく視察をさせていただいたので、お一人お一人、御意見及び御感想をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

○委員（中村庄一郎君） すごくいい視察だったと思います。いろんな意見も、お話も聞かせていただいて、ただ地域との協働といいますが、地域の協力体制もということのお話がありまして、市長がよく言う協働、協働というお話をされますけども、そういう部分では相手側から投げかけてくるのを待つというのは、なかなか恐らく難しいのかなど。今回もお話し聞いている限りでは、いろんな仕事量、いろんなものを複雑に、いろんなことを考えていきますと、やはり先方から投げかけてくるというのは難しいと思うので、できればこちらが行政サイドから、ある程度どんな状況かというのを把握しながら、少しずつ地域の方も入っていただけるような、協力できるような体制を一つ一つつくっていくということも必要性もあるのかなというふうに感じました。

以上です。

○委員長（東口正美君） ありがとうございます。

○委員（上林真佐恵君） 先日は、どうもありがとうございました。

ちょっと似たような感想になってしまうんですけども、本当に多岐にわたる、ありとあらゆるところから相談が来ているということで、今後ますますこういったことはふえてくると思います。やるべきこともたくさん、これからどんどんふえてくると思いますので、その中で行政側はどういうふうにかかわっていくかという、今中村委員もおっしゃっていましたが、こちらのほうからちゃんと状態を把握して、どういったことができるのかというような課題を、その都度、その都度、明確にしながら働く人たちの意見なんかも聞きながらやっていかなくちやいけないなど、すごく課題がたくさんあるのではないかなというふうに思いました。ありがとうございます。

○委員（二宮由子君） 感想ですけども、このほっと支援センターの認知度もかなり上がってきて、それだけ相談業務にも追われていらっしゃるということで、まだいろいろと地域との、住民との協働の活動だとか、そういったことまでには、まだ手が回っていないという状況でしたけれども、これからもぜひ職員をふやしていただきたいというのがあるんですが、これから介護予防機能強化支援員、先ほど和地委員もおっしゃっていましたが、29年4月の総合事業に向けての掘り起こしということですけども、掘り起こされた後の対応も、ぜひしっかりと取り組んでいただきたいというふうに思っています。

以上です。

○委員（中野志乃夫君） 一応仕事の関係で最近余り行っていませんけども、支援センターの方たちとの関係は、実情は大変だと思っています。実際いろいろ認知症のひどい方、さらに高齢であってもちょっと精神のほうのいろいろ問題抱えている方も多いので、それはもうその都度、いろんなところに、あそこで全部対応できるわけじゃないので、振り分けるしかないというのはよくわかっていることで、そういう対応されていると思いますけども、いずれにしても抱えているどうしても人数が多いはずなので、1人の担当者が、やっぱり人員的なところでは厚く支援するしかないのかなとは思っています。

それと、あとこれは福祉部の今後介護予防の人たちの対応のことが課題として残っているんで、いろいろ

ちょっとそういうこと全体的に見ながら対応していただきたいと思っています。

以上です。

○委員長（東口正美君） ほかはよろしいでしょうか。

○委員（和地仁美君） 感想というか、少し質問的になると思うんですけども、今までの皆さんの感想も一貫して負担が大きくなっているし、今後はますますそういったニーズがふえてくる中で、どう対応していくかというところのお話だったと思うんですけども、視察のときに平成18年度よりも平成26年度は約10倍の相談件数になっているという話でしたけれども、また一方でケアマネジャーの数が不足していることにより、ほっと支援センターがケアマネジャーの不足分も補うような動きをしなければならぬという御説明があったと思うんですが、簡単に一言で言ってしまいますと、今はこのほっと支援センターは業務を人が支えているという部分になると思っていて、そのままちょっと人によっては回らなくなるという、長い目で見た場合は、業務に人がつく、要するに一定の仕組みやルールの中で基準を持って運営していかないと、ちょっと難しいのかな、いわゆる持続性という意味で難しいのかなというふうに思いましたので、例えばほっと支援センターの職員の方が担当する相談件数とか、担当する方の人数とか、そういったもので一つ目安みたいなものが今あるのか。そうしたときに、プラス何名になっているから、本来であれば、あと何人職員が必要だねというような基準を持って、目標という言い方になるのでしょうか、今動かれているのかどうかということと、あとケアマネジャーさんの数も不足しているということで、今回のことには直接関係ありませんけれども、介護予防リーダーなんかもふやそうという形で一定の講習会をしたりという取り組みしていると思うんですけども、このケアマネジャーの人数の不足に対しての何か対策というのは、今やられているのか、もしくは今後取り組みをしていくのかということについて、お聞きしたいと思います。

あともう1点、同じく仕組みの点なんですけれども、本来であればほっと支援センターが担当しないでもいい相談についても担当しているということも、これも仕組みではなくて人がフォローしているという部分だと思うんですけども、先日もニュースでありましたけれども、ごみ屋敷の火災の問題などあったと思いますが、そういった問題もほっと支援センターに寄せられているということなので、問題というか、相談の内容をカテゴリーに分けて、この場合はどこにやるというようなことが、全ほっと支援センターで同じような認識で対応されているのかというのは、その仕組みがない場合は、受けた人の好意によって自分で処理をするとか、抱えてしまうということもあると思いますので、寄せられる相談内容について、こういうケースはここに振るとか、そういった仕組みですね、それが全ほっと支援センターで共通認識で何かしらのマニュアルというか、そういうものがあるのかどうか教えていただきたいと思います。

○福祉部長（吉沢寿子君） 今3点御質疑をただいまいただきました。

まず、担当者数の目安ということでございますが、国のほうで地域包括支援センターの相談員の人数ということで、高齢者数6,000人から9,000人ぐらいでふえれば1人というようなことで、当初平成18年度に地域包括支援センターを設置するときに、そのような形で国からはそんなようなものが出ておりました。現在3人の正職員というようなことで、私どものほうはお願いして、先ほど御説明させていただきましたけれども、これから介護予防の機能強化支援員や認知症地域支援推進員といった形での人員増を図ったり、生活支援コーディネーターというような形も、今後検討していくということは、先ほど述べさせていただいたとおりでございます。平成18年度は、おっしゃるように現在27年で約10年たって、その当時平成18年の高齢化率がまだ18%でございました。現在25%ということで、高齢化率7%ふえている状況でございます。18年のときの65歳以上人口

が約1万4,500人でしたので、今2万1,600人になっていますので、それだけ約10年の間に65歳以上の方がふえたというようなこともございますので、やはり人数がふえたことによる業務の負担というのは出てきているというのは、もう十分私どもも認識しているところでございます。

それから、ケアマネジャーの不足への対応ということでございますが、当市におきましては、やはりどうしても地域区分、地域加算の問題もあったというようなことで、もともとそういった社会福祉の資源が不足しているというような地域でございました。そういったところもありまして、ケアマネジャーの事業所もなかなかふえないということで、ずっと介護保険制度が始まってから、そのような状態がずっとありましたが、ここでもようやく地域区分についても、近隣の他市並みになったということでございますので、そういったところで何とかケアマネジャーの事業所がふえてもらったり、あとは現在ある事業所の中で、さらに人をふやしていただけるような形になるといいのかなというふうに思っております。ただ、これについては経営上の問題もございまして、介護給付費、ケアマネジャーのほうに入る給付費の金額等もございまして、なかなかこれにつきましては、市のほうで何か関与するというのは非常に難しい状況ではございます。

それから、ほっと支援センターのほうで本来相談をしなくてもよいような方たち、そういった方たちへの対応についてというようなことと、あとそれぞれのほっと支援センターで共通の認識とか、マニュアルがあるのかということでございますが、毎月3つのほっと支援センターと市のほうで必ず連絡会議を行いまして、それから基本となる業務については、もう以前よりマニュアル等も作成をしております、同じ対応でいくというようなことをしております。

また、それぞれ疑義等がありましたら、市の高齢福祉のほうのケースワーカー等が相談に乗りまして、一緒に対応したり、また何か複雑なケースとかがありましたら、市のほうが仲介をして保健所とか、そのほかの専門機関等もつないでいったりというようなことも行っておりますので、そういったところで複雑、多岐にわたる多問題の世帯等への対応というのは行っているところでございます。

以上でございます。

○委員長（東口正美君） ほかによろしいでしょうか。ほかございませんですか、大丈夫ですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（東口正美君） お諮りいたします。

所管事務調査、地域包括ケアシステムの構築につきましては、本日はこの程度にとどめたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（東口正美君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

ここで説明員入れかえのため暫時休憩いたします。

午前 9時49分 休憩

---

午前 9時50分 開議

○委員長（東口正美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○委員長（東口正美君） 次に、所管事務調査、教育委員会制度改正を受けた東大和市の対応について、本件を議題に供します。

本件につきましては、市側から資料の提出があり、本日机上配付させていただきました。その説明を求めます。

○学校教育部長（阿部晴彦君） おはようございます。

教育委員会制度改正を受けました東大和市の対応につきまして御説明を申し上げます。

平成27年2月10日に開催されました全員協議会におきまして、教育委員会制度の改正内容と対応について御説明を申し上げます。当市の対応につきましては、旧制度から新制度への教育の継続性、安定性を確保するため、法律の附則に定めがある経過措置を適用しております。

現教育長の教育委員として任期が満了いたします平成28年3月31日までは、旧制度の教育長として在職し、その間教育委員長、教育委員会の関係は変わっておりません。

本日は、平成28年4月1日からの新制度への移行に向けた主な対応の進捗状況を御説明申し上げます。

初めに、資料の確認をさせていただきます。

表紙をめくっていただきまして、1ページは教育委員会制度改正への対応についてという資料でございます。

2ページは、東大和市の教育に関する大綱でございます。

そして、3ページは文部科学省作成のリーフレットで地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の概要であります。

それでは、資料に基づき3つの対応項目を御説明申し上げます。

初めに、資料1をごらんください。

①番、関係条例等の整備でございます。

新教育長の身分関係が一般職から特別職へ変更されることに伴う一部改正、また教育委員長の職が廃止されることに伴う一部改正が必要となります。

このたび、平成27年第3回市議会定例会におきまして、東大和市特別職報酬審議会条例の一部改正を議決いただきました。今後の主な予定でございますが、平成27年第4回市議会定例会におきまして、東大和市特別職の職員の給与等に関する条例などを御提案させていただきたいと考えております。その後、教育委員会定例会におきまして、関係規則等の改正をいたします。

また、平成28年第1回市議会定例会におきまして、新教育長の人事案件を御提案させていただき、平成28年4月1日から新制度へ移行する予定でございます。

次に、大きい②でございますが、教育に関する大綱の策定でございます。

2ページに資料を添付させていただきましたが、策定が終了しております。

次に、③総合教育会議の設置でございますが、平成27年7月15日に第1回の会議を開催いたしました。第2回の会議は、平成27年10月30日に開催する予定でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○委員長（東口正美君） 説明が終わりました。

それでは、質疑を行います。

○委員（荒幡伸一君） 総合教育会議についてなんですけども、7月15日、第1回の会議、私も傍聴させていただきました。そこで、何点か質問させていただきたいんですけども、この総合教育会議の出席者、また会議の開催頻度、議題の設定、また会議の公開のあり方、協議調整を行うとは具体的にどういうことなのか、また市長と教育委員会の調整がついた事項は、どのような法的効果が生ずるのか。そこで、市長と教育委員会の判断

が分かれた場合の決定の出し方はどうするのか、お伺いをさせていただきますでしょうか。

○学校教育課長（岩本尚史君） まず、何点が御質問いただきましたので、順番に回答させていただきます。

頻度につきましては、これは法律上の規定はございませんので、各市の中で開催回数を総合教育会議のメンバーの方にお決めいただくものです。今年度につきましては、第1回が終わりまして、第2回、10月を開催ということで、その後については今の段階では未定というふうに考えております。

また、出席者につきましては、市長と教育委員会ということで、それ以外の説明員等に関しましては、必要に応じて聴取できる説明員を呼ぶことができるというように、要綱の中で規定をしております。

公開につきましては、要綱の中でも原則公開ということで、また内容につきましても、速やかに議事録等を公開するというところで行っております。第1回の総合教育会議につきましても、市報で御案内した後、今現在ホームページを見ていただけるようになっております。また、5階の教育委員会、3階の文書課のほうでも閲覧できる体制をとらせていただいております。

協議の調整につきましては、原則総合教育会議の中では協議調整ということですから、いろいろな意見を自由に、それぞれの構成員の方に言っていただきながら、最終的に合意が出たものに関しては、それぞれの執行機関と一緒に同じ方向性で進めていくという形になりますが、万一判断、あるいは同意ができなかった場合につきましては、それぞれの立場で与えられた権限の中で執行していくという形になります。

以上でございます。

○委員長（東口正美君） ほかにございますでしょうか。

○委員（荒幡伸一君） 1点、ちょっと抜けていたんですけども、市長と教育委員会の判断が分かれた場合の決定に関して、お願いします。

○学校教育部長（阿部晴彦君） 新しい制度におきましても、教育委員会は独立した行政委員会として位置づけられております。そのようなことから、市長と教育委員会との間で協議調整をした中でも判断が分かれたという場合には、市長、そして教育委員会、それぞれの権限のもとで判断し、事務を執行していくというふうになっております。

以上でございます。

○委員長（東口正美君） ほかにございますでしょうか。

○委員（和地仁美君） 先日、全員協議会のほうで今回の制度改正の概略を御説明いただいたと思うんですけども、その際に教育に関する大綱について盛り込まれるであろうという、文科省からの内容だったと思えますけれども、例えば今後の市における学校の数の適正化を検討するであるとか、もうちょっと具体的なものが、この大綱に盛り込まれることを文科省は想定しているような説明だったと思うんですけども、今回こちらに出てきた教育に関する大綱については、もうちょっと理念的なものになったのかなという印象を受けました。

私も第1回の総合教育会議を傍聴させていただきましたけれども、基本的にはこれは市長側からの案の提出において、協議と言えど協議ですけれども、皆さん全面的に賛成という形で、いい言い方言えば粛々と、こちらに決まっていってというふう印象があるんですけども、一方で今回の新制度について、全国の自治体の取り組みをかいま見るに当たって、非常にこの教育に興味、関心のある首長さんの自治体ですと、この制度を積極的に扱って教育内容の充実を図るといった動きをされているところと、従来のものを崩さないで制度ののりつきた仕組みや条例を淡々と整えるだけの自治体というような印象を受けているんですけども、例えばほかの自治体では、今回の大綱に関しては、パブリックコメントを市民が望む教育の実現ということで、首長

がかかわるイコール市民から選ばれたものが教育に、もう少し関与できるという形で、市民の教育に望む姿ですか、それをコメントをとっているような自治体もありました。当市においては、4月からパブリックコメントの制度がスタートしまして、何でやったのかというと、市民の生活に非常に大きく関与することに関しては、決定までの流れや、その理由などを明らかにし、市民の意見を多く募って整えていくことを目的としているという、一言一句は覚えていませんけれども、そういう目的でパブリックコメントをつくった、その制度をスタートさせた中で、今回のこの教育に関する大綱は市長からの案という形をとった理由というか、その背景について御説明いただきたいと思います。

あと、大綱は基本的には首長が主導で整えていくものというふうには、この制度はなっていますので、極端な言い方をすると、基本、首長が変わったときに、これ変えることが前提となっていて、新しい方になったときに、今までいいよというふうになれば、そのまま引き継がれるというふうには私は認識しているんですけども、この大綱というのは、何でしょう、どれぐらいの影響があるかというか、一番懸念しているところは、この新制度になったところで、市民というか、東大和市の教育体制にどんな影響が、具体的にはどんな影響があるのかというところが、いま一つ見えてこないところが難しいところかなと思います。本当に、首長の政策によって大きく教育に影響があるのかどうかということも、皆さん懸念されていると思いますので、教育委員会というか、市側で考えている、想定していることについて、もう少し具体的、市の教育に関して、どれぐらい影響力があるのかということ、この大綱の影響力を含めて、ちょっと御説明いただきたいと思います。

○学校教育部長（阿部晴彦君） 教育に関する大綱でございますけれども、文部科学省の通知、あるいは説明会などにも出席し、またいろいろな情報にも接してまいりました。そのような中で、どのぐらいのレベルまでのものを策定していくのかというのは、結論的には各市の市町村の判断というところにあるようでございます。といいますのも、改めて法律を読みましても、そこまで細かくは規定はしておりません。そういうことで、解釈、運用ということになるかと思えます。

また、説明会の中では事細かくではなく理念的なもので、例えば市長の選挙公約、それをそのまま使ってもいいんですよという説明などもあったものでございます。東大和市におきましては、これまで市長と教育委員会が教育に関する問題に関しましては、常日ごろからいろいろな場面で情報共有し、また情報の交換、意見交換などもしてまいりました。そういう中では、今回の制度改正の目的としましては、先ほど申し上げましたように、政治的な中立性、あるいは教育の継続性、あるいは安定性ということが留保することが大切であるというふうにつきましますので、東大和市におきましては、これまで教育委員会が教育の大きな方針として掲げてきた教育に関する基本方針というものを参酌されて、市長が大綱に位置づけられました。

また、大綱につきましては、総合教育会議で協議すると規定はされておりますが、解説によりますと、市長の権限に属しますので、そこで定め、万が一調わなかったというような場合でも、市長の権限ということで大綱が定められるというような解説もございます。東大和市におきましては、そのようなことはありませんので、粛々と大綱まで策定できたという段階でございます。

また、パブリックコメントにつきましては、実施しているという、あるいは予定しているという市もあるようでございますが、東大和市の大綱の位置づけといたしましては、今申し上げましたような経過から、パブリックコメントにはなじまないと判断しまして、期間的なものもございまして、策定をしたということでございます。

また、大綱の影響力でございますが、本日お配りさせていただきました資料の3で少し御説明申し上げます。



聞いていただきますと、教育委員会制度はこう変わるというタイトルのもとで、左側にはポイントの1として、教育委員長と教育長を一本化した新教育長の設置とあります。

また、ポイント2のほうは、教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化というのがございます。この左側の今申し上げた2点につきましては、現在は東大和市では経過措置の期間でございますので、これは具現化はしていない段階でございます。したがって、平成28年4月1日から新制度へ移行した後に、このポイントの1とポイントの2につきましては、どのような今後変化があるのかというのは、現時点では想像の域を脱しておりませんので、御了解いただきたいと思います。

また、右半分のポイント3、全ての地方公共団体に総合教育会議を設置、そしてポイントの4の教育に関する大綱を市長が策定という、この2点につきましては、既に平成27年度に着手し、実行しておるという段階でございます。

以上でございます。

○委員（和地仁美君） 御説明ありがとうございます。

1点、説明の中で、このような経過から大綱に関しては、パブリックコメントの性質になじまないとしたところ、ちょっといま一つ、その理由が見えてこなかったもので、特にパブリックコメントをしたほうがいいというよりも、しないで決定に至ったというところについて、私は確認させていただきたいというふうに思っておりましたので、その点について、もう少し具体的に、なぜパブリックコメントになじまないという判断をしたかというところを教えてくださいたいと思います。まずは、その点を教えてください。

○学校教育部長（阿部晴彦君） パブリックコメントにつきましては、教育の大綱の性格上というふうに、今お話をさせていただきました。法律は、御承知のとおり、平成27年4月1日施行となっております。東大和市ほかの自治体では、統一地方選挙がございました。そのような関係で、選挙後に既に新制度の中で教育大綱を策定することが義務づけられている中で、速やかに策定していくということもございました。また、パブコメの運用の中では、迅速、緊急を要すると認められるような場合には実施しない、あるいは実施することが困難なような場合には、適用の除外ということもありますので、こちらにつきましては、教育の大綱につきましては、適用しなかったということでございます。

以上でございます。

○委員（和地仁美君） そうしますと、今回それを適用しなかったという部分は、時間的、物理的問題だというふうに言いかえてよろしいですか。

○学校教育部長（阿部晴彦君） そのような面も大きいと思います。今回、新制度へ移行した初年度ということもございます。そのようなことから、時間的な制約の中で速やかに教育に関する大綱を新制度のもとで策定したいという意思もございました。

以上でございます。

○委員（和地仁美君） ちょっと質問内容が変わりますけれども、新教育長、今回の議会でも特別職に変更したことによって、報酬の条例が議案として提出されていましたが、新教育長の今までの教育長との違いを箇条書き的に、もう少し教えていただきたいのと、あと文科省のほうで今回の制度改正によって、ガイドラインとか、いろいろなものが出ていますけれども、その中では新教育長については、教育全体をつかさどる責任者、リードする者、いわゆるリーダー的な位置づけになるため、新教育長が就任する際には、その自治体の教育についての所信表明をすることが望ましいというふうに、文科省からはガイドラインの中に載っています。

今までは、そういった教育長に関して、御紹介や御挨拶というものはあったと思いますが、教育に対する所信を表明するということが位置づけられていなかった中で、教育長の所信表明をされることが望ましいというふうに文科省ではガイドラインに載っていますが、当市は今後新教育長、この後就任されると思いますけれども、その辺はどのような位置づけと、その所信表明に対しては、どういう対応をされる御予定でいるのか教えてください。

○**学校教育課長（岩本尚史君）** 1点目の新教育長の改正後の特徴というところでございますが、まずは1点、身分として今までの一般職から特別職に変わるというところが大きい点でございます。

また、それに伴いまして、市長が議会の同意を得て任命するということも、今までとの違いでございます。

また、今までは教育委員であったんですが、これに伴いまして、教育委員会の一員ではあるんですけど、新教育長は教育委員という形にはならない点もございます。

また、今までは教育長、具体的な事務執行の責任、事務局の指揮監督というものがございましたが、教育委員長が新制度になりまして廃止をされますので、その役割も担うということから、今後は会の代表者であり、また会議の主催者という立場になるものでございます。大きな点は以上でございます。

○**学校教育部長（阿部晴彦君）** 教育長の所信表明ということについての御質疑でございます。

先ほどの資料の3の中にも、教育長については所信表明など丁寧な手続を期待という文言もリーフレットには書いてございます。現状でございますが、26市の中では所信表明を実施したのは1市のみということ。また、東京都も実施していないというような現状でございます。

以上でございます。

○**委員（和地仁美君）** 所信表明についてなんですけれども、私は周辺の自治体が、どういう動向だから、うちの市はどうだということではなくて、うちの自治体はどういうふうに考えているかを聞きたいので、そこら辺を説明してください。

○**教育長（真如昌美君）** 所信表明ですけれども、所信表明をやることについては、特段問題はないというふうに思っております。ですから、そういうふうな立場になれば、そういう機会は用意してやりなさいということであれば行うことはできます。ただ、今まで市長ともさまざまな機会に意見交換をしながら、東大和市の教育運営をしてきましたので、そのほかにもいろんな場面で、いろんなお話をさせていただいたりする中で、私としては意義はわかりますけれども、取り立てて所信表明を行わなければならないというか、その必要性については、今はそんなに感じていないというのが現実ですので、今後のいろいろ市長と相談する中で、その必要性があるということであればさせていただく機会も出てくるかなというふうに思っております。

以上です。

○**委員（和地仁美君）** 実際の教育行政の運営の中では、大きな影響もないと思いますし、今教育長がお話されたように、市長とは意見交換をしたり、または議会やさまざまな場面でお考えや、今取り組んでいることを発表されているということは、私も十分承知しておりますが、新しい教育委員会制度になったということは、恐らくそれを市報などでも多分公表されるんじゃないかというか、公表するべきだと私は思っております。その中で、新教育長というものが誕生して、こういう役割でありますよというふうになったときに、節目でありますので、日常的やいろいろな場面で説明をするというよりも、市民としては、これから東大和市の教育行政が、どういうふうに変化をして、こういうことが期待できるんだということを聞きたいだろうというふうに私は思っております。その表明をするということは、意思の疎通というよりも、方向性を示すとか、もう少し

大きな意味があると思いますので、文科省が推奨しているにもかかわらず、23区や近隣市ではされていないということは、文科省の期待していることと実際の現場の受けとめ方が違うのかなという印象は受けますが、近隣市がどうかということよりも、本市として、この制度をどのように活用して、今後教育行政を新たにもう少しスピードを上げて、いい方向へ持っていく体制ができたというふうに受けとめてもらった上で、今ここでは結論出ないと思いますので、所信表明というものの位置づけを再度検討していただいて、私個人としては市民に対して、教育行政に特化したことについての方向性を示すという意味でも、ぜひやっていただきたいというふうに思います。これは要望です。

○委員長（東口正美君） ほかにございますでしょうか。

○委員（中村庄一郎君） 私は単純に、ちょっといろいろこの中の内容について、質問させて……。というのは、実を言いますと、何で文科省が今さらこんなのかなということはあるんですけど、というのは、ポイントの1からずっと3までを、このところを全部拝見させていただいても、こんなことはもう当然あるべきということであるかなと僕は思っているんですけど、というのは、市長たるものが、もし教育方針ということでやるのであれば、僕はもうこういう組織をつくって当たり前だと思う。当然ポイントの3番目なんていうのは、わざわざこんなことを書きとめて、こんなことをする以前に、こういうことをしていかなくは自分の政策も進んでいかないうらろろということも当然出てくるわけですし、先ほど和地委員が言われた区部のほうでは、なぜこれをどうのこうのと取り入れないでやるんだというのは、もうそういう意味では逆に、もうそういうことが先行しちゃっているのかなというのが私の意見なんです。ある意味、もうそういう形で物事は進んでいるのかなというのがある意味ね。だから、大和はこういう形でやるということであれば、これはこれでしても、ぜひそれよりも一つ先行した形のを、どんどん大和として新しいものを教育長のほうで、どんどん先行して考えていっていただきたいなというのが私の意見です。

当然政策の中で私たちも前期の厚文の委員会の中でも、学校の視察なんかも行ってきましたけども、この委員会の中でも、そういう話も出ました。やっぱり、市長が政策として出しているところは、ちゃんとその政策に対する予算だとか、そんなのなんかも教育費はもうと言って、各学校にいろんなことを任せるにしても、要するに予算まで任せられちゃっているからというような形で、安心して教育ができるというようなことのあるなんかも、視察に行って聞いてきたこともありましたね、そんなことを受けてきました。そんな話も、この中でももしましたけども、もうそういうふうなことの、うまくその中を回していくには、こんなことはもうあって当然の話じゃないかなというのは私の考えなので、一般的な社会の会社の中の組織の中であれば、物を動かすときに、この程度のことは当然あって当たり前の話で、これをあえて言ってきたというのは、いかに教育の部分というのは少しどうなのかなというのが感じられております。難しい話は一切しませんけども、ぜひそういう意味では、この中でまたひとつ大和流のやり方を新しく、いろんな試行錯誤もされながら、またさっきも質問の中にありましたけど、ちょっと期間の問題もあつたりなんかして進めていくというふうな話もしましたけども、できたらもう少し再考しながら、いろんなことでちょっと再考して、考え方をあれしながらやっていっていただければなと思います。

以上です。

○教育長（真如昌美君） この教育委員会制度が変わった背景ですけれども、そのところをしっかりと押さえておく必要があるかなと思います。パンフレットの一番最初のところに、これまでの教育委員会での課題というのは、5つぐらい示されておりますけれども、その中をもう1回確認しますと、教育委員長と教育長のどっち

が責任者かわかりにくいという、まずはそれがあまして、教育委員会というのは一体何なんだと、私たちも教育委員会には入ってはいますけれども、教育委員会というのは会議を言うのか、それとも事務局を言うのか、あるいは教育長と教育委員長と、どういう役割の分担をしているのかと、それだったらほとんどわからない状況で実は入ってきているわけです、学校からですね。ここに来て、初めて仕組みがわかっているようなところもありますので、一般の市民の方にとっては、教育委員会という名前は知っていても、そこでどういうふうな運営がなされているかというのはわかりませんから、それをまずもって整理しましょうというのが一つあるんですね。

それから、教育委員会の審議が形骸化している。これは反論もできるんですけども、外から見ると、そういうような感じもあるのかもしれませんが。ですから、これについては今後も、こちらも気を引き締めて運用していかなきゃならないというふうに思っているところです。

もう一つは、ここが一番大きな話題になったんですが、いじめ等の問題に対して、必ずしも迅速に対応できていないという点がありました。確かに、教育委員会という組織があるんですけども、内部で構成された中で、客観的な事実をもとにして対応を進めていけるかどうかということにつきましては、これは一般的な見方からすると、十分じゃないんじゃないかと。もっと専門家を入れるなり、期間を限定して事実を究明して、そして教育委員会としての対応をしなければならないという、強い御指摘があったわけですね。メンバーの構成を見ても、いろんな方が出てきて、必ずしもその事件・事故に対する専門家がいるわけではありませんから、やはり調査についても少し時間がかかるところは事実ありました。それを改善していきましょうというのが、大きな課題ですから、それがここに来て市長とのコンビネーションをさらによくすることによって、その辺の課題は解決していくんじゃないかなという、大きな期待があります。

それから、地域住民の民意が十分に反映されていないということにつきましては、これは先ほど和地委員からも話がありましたけれども、もっともっと地域と交流を盛んにして、そして地域の声を聞きながら、教育をしていく必要があるということは、これは今までもそういうような御指摘はあったので、今後もその辺のところについては注意をしていきたいというふうに思っているところです。

それから、地方教育行政に問題がある場合に、国が最終的に責任を果たせるようにする必要がある。これはいじめについてもそうですね。地方教育行政のほうにお任せして、その結果が出るまで、国は何も手を出せないんだという、そういうところを変えてきたわけですから、これも新しい制度として出てきたからには、そういったものも参考にしながら、指導を受けながら、対応を進めていきたいというふうに思っているところです。いずれにしても、東大和市の教育委員会制度、国の指導、助言に沿って改善していくわけですから、今後も一生懸命勉強しながら、大和の教育の活性化に向けて取り組みを進めていきたいというふうに思っております。

それから、先ほどのもう一つお話しさせていただくと、大綱については、うちは23区や26市の中でも、かなり特色のある大綱ができたなというふうに思っております。それは、様式であります。なぜ、簡潔に紙1枚に、ペーパー1枚にまとめたかという、今お届けしてあると思いますけれども、学校には東大和市学校教育振興基本計画というものがあります。そのほかにも教育目標なり、何なりがたくさんあるんですね。それは全く同じかという、微妙に違いながら、いろんなところでいろんな話が出てきて、結局校長先生方に話を聞くと、一体何がベースになっていて、どういう方向で市全体が進もうとしているんだかというのが、読み取るのに随分時間がかかるんだというような話をいただいております。ですから、今回は市長部局のほうの御意見、市長のお考えも取り入れながら、うちのほうの考えも重ね合わせて、そして学校の校長先生方、あるいは一般市民

の人たちが、どういうふうな教育委員会、あるいは学校教育が進めていこうとしているのか、その辺のところをわかりやすいように、あえて簡潔にさせていただきました。細部については、既に配ってあります、こういった資料をもとにして、学校も市民の方も御理解していただければありがたいというふうに思っているところであります。すみません、長くなりました。よろしくお願いします。

○委員長（東口正美君） ほかに御質疑はありますか。

○委員（和地仁美君） すみません、何度も。ちょっと具体的なことになるんですけども、大綱がこういう形式になったという部分については、今の御説明でなるほどなというふうに理解しました。一応これは東大和市の教育の一番の根幹となるものになると、今後位置づけられると思いますので、先ほどいろいろ今現在も学校教育振興計画であったり、いろいろあるということは私も承知しておりますが、今後は何か教育を行っていく中で、振り返りなどをする際には、ここに上げている3つのポイントというものを活用しながら、それがどこまで進んだのか、もしくはどういうふうに進化したのかというふうなものとしても活用されるのかというのが1点。

あと、教育委員会の定例会というのが毎月行われて公開もされていることは承知しておりますけれども、過去もさまざまな節目で教育委員会が主導の市民に向けた説明会が開催されていて、私も参加させていただいたりしているんですが、いかんせん教育委員会が市長部局とは独立した組織という形で、広報についても限界があったりする中で、市民の方の参加が非常に教育への関心は高いという印象がありながら、そういう説明会の参加者が残念ながら少ないというような光景を目にしました。これは、可能かどうかわかりませんが、今後この新体制になった場合、市長のタウンミーティングのような市長主催のところで、教育行政のものを取り扱って、市民の方に広く知っていただいたり、もしくは広聴したりというような機会が持てるようになるのかどうかという、この2点について教えてください。

○学校教育部長（阿部晴彦君） 策定されました東大和市の教育に関する大綱の今後の位置づけとございますか、活用ということでございますが、この大綱に沿って今後例えば学校教育に関しましては、学校教育の振興基本計画というものを現在定めておりますけれども、これは今はリンクしております。考え方としては、整合はとれております。万が一、大綱が今後例えば4年から5年が、その対象の期間とされておりますが、その後の社会情勢や、あるいは大綱の権限の市長の選挙などによりまして、この大綱の中身を大きく変えるといった場合には、この大綱のもとで学校教育の振興基本計画を見直すという作業が出てきます。そういうことで、大綱とそのもとである計画というものは、整合性を保つということで大きな影響力はあると思います。

また、振り返りということでは、教育委員会の権限に属する事務につきましては、毎年度点検、評価というものを実施しております、そこには自己評価のみならず、学識経験者の御意見などもいただき公表しております。そこにも、その点検、評価の際にも、この大綱というのは一番大きな位置づけとして高いところにあると考えております。

あと2点目の市長のタウンミーティングということでございます。

タウンミーティングに関しては、市長が主催されるものでございますけれども、特に教育に関して除外されているというふうには考えておりませんので可能だとは思いますが、ただし、そこには一つ工夫もしていないといけないのかなとは思いますが。市民の方から見ると、教育委員会の権限と市長の権限というのが私どもも含めて、なかなかきれいにどうなっているかというのは見えない部分はあるかもしれませんので、今回の新制度のもとで、市長が教育に関してリーダーシップを発揮されて、何かタウンミーティングをしたというときに、

あたかも教育委員会の権限のところに手を入れたみたいなのは見えないような工夫などもしないといけない。具体的には、市長が主催されますが、教育委員会の教育長や私ども事務局が、きちんとそのところを説明しながら説明に当たるということも必要なかなということで考えました。

あと、教育委員会の委員の方々が説明会の中に直接入っていくというのは、余り例はなかったんですが、現在の学校教育の振興基本計画を策定する際には、私の知る限りでは初めて教育委員の皆様方にも、直接その説明会に御参加いただきまして、市民の方々の御意見や御質問にも対応していただきました。そういう中で、今後とも機会があれば、より開かれた教育委員会ということで対応していきたいと思います。

あと最後ですが、広報については私どもは限界はなく、むしろ市報にも掲載させていただきますし、教育委員会だよりも掲載もできます。ホームページも同様でございます。また、内容によっては各学校の協力で、学校だよりも情報発信しておりますので、今後とも広く情報が行き渡るように努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（東口正美君） ありがとうございます。ほかに御質問ありますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（東口正美君） お諮りいたします。

所管事務調査、教育委員会制度改正を受けた東大和市の対応についてにつきましては、本日はこの程度にとどめたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（東口正美君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

---

○委員長（東口正美君） 次に、特定事件調査、行政視察について、本件を議題に供します。

お諮りいたします。

本委員会において閉会中に行政視察を行うため、お手元に御配付いたしました特定事件調査〔行政視察〕のとおり、特定事件調査事項を決定したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（東口正美君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

お諮りいたします。

ただいま決しました特定事件調査事項を閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（東口正美君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

次に、閉会中の委員派遣について、お諮りいたします。

ただいま決しました特定事件調査のため、委員派遣を行う必要があります。

よって、会議規則第96条の規定に基づき、お手元に御配付いたしました派遣承認要求書のとおり、議長に対して委員派遣承認要求をしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（東口正美君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

---

○委員長（東口正美君） これをもって、平成27年第6回東大和市厚生文教委員会を散会いたします。  
午前10時35分 散会

東大和市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委 員 長 東 口 正 美